公益信託市川園小規模授産所助成基金第十四期決算公告

一、事業概要
　ラポール古庄他計十先に対し、計二百四十八万三千三百五十四円の助成金給付事業を行った。
二、財産目録（平成二十八年三月三十一日現在）
　資産合計　七、一三六、二八七円
　負債合計　〇円
　正味信託財産　七、一三六、二八七円
平成二十八年七月二十五日
　静岡市葵区呉服町一丁目一〇番地
　公益信託市川園小規模授産所助成基金
　受託者　株式会社静岡銀行

公益信託静岡県災害ボランティア活動ファンド第十四期決算公告

一、事業概要
　信託契約書に定める災害等の発生がなく、助成金給付事業未実施。
二、財産目録（平成二十八年三月三十一日現在）
　資産合計　五一、五七〇、一七三円
　負債合計　〇円
　正味信託財産　五一、五七〇、一七三円
平成二十八年七月二十五日
　静岡市葵区呉服町一丁目一〇番地
　公益信託静岡県災害ボランティア活動ファンド
　代表受託者　株式会社静岡銀行

公益信託菱和設備創立記念奨学基金第三期決算公告

一、事業概要
　静岡県内の高等学校等に在籍する生徒計三十名に対し、計七百十四万円の奨学金支給事業を行った。
二、財産目録（平成二十八年三月三十一日現在）
　資産合計　九四、一二〇、〇二六円
　負債合計　〇円
　正味信託財産　九四、一二〇、〇二六円
平成二十八年七月二十五日
　静岡市葵区呉服町一丁目一〇番地
　公益信託菱和設備創立記念奨学基金
　受託者　株式会社静岡銀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市泉が丘二丁目一番、最後の住所栃木県宇都宮市峰一丁目一三番一八号
　被相続人　亡　中谷　光伸
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年七月二十五日
　栃木県宇都宮市南一の沢町一番二八号佳葉マンション二〇三号室
　相続財産管理人　弁護士　竹澤　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県我孫子市新木野四丁目一八番、最後の住所千葉県野田市岩名二丁目五番地の一八
　被相続人　亡　伊藤　良和
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年七月二十五日
　事務所千葉県松戸市松戸二〇六三番地一三
　江戸川ハイツ三〇二　山口・髙橋法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙橋圭一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県安中市松井田町新堀一一三三番地、最後の住所横浜市保土ケ谷区川島町一四〇四番地くぬぎ台団地五―五棟五〇三号
　被相続人　亡　髙木　克彦
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年七月二十五日
　横浜市中区日本大通一一番地横浜情報文化センター一一階、選任時の住所横浜市中区住吉町一―二スカーフ会館六階
　相続財産管理人　弁護士　佐伯　昭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県下伊那郡阿南町富草二一三一番地、最後の住所長野県下伊那郡阿南町東條一五六番地一　鳥出山団地六号室
　被相続人　亡　南畑　正広
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年七月二十五日
　長野県飯田市中村一一七六番地一
　相続財産管理人　菅原　政宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県三島市幸原町二丁目四四番地二、最後の住所静岡県三島市幸原町二丁目八番三号
　被相続人　亡　杉本　清尋
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年七月二十五日
　静岡県沼津市市場町一九番一一号あしたか法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　圓井　花織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府与謝郡伊根町字長延一二三九番地、最後の住所京都府与謝郡伊根町字六万部一五四番地　被相続人　亡　木村　悦子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年七月二十五日
　京都府宮津市鶴賀二〇五四番地一　宮津商工会議所二階
　相続財産管理人　弁護士　澤田　将樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市東野町二〇四三番地一一八、最後の住所兵庫県明石市東野町二〇四三番地の一一八　被相続人　亡　正田　新一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年七月二十五日
　神戸市中央区江戸町九八番地一　東町・江戸町ビル五階　弁護士法人神戸シティ法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　高島　浩

第56期決算公告

平成28年7月25日　愛知県海部郡飛島村金岡7番
三和鐵鋼株式会社
代表取締役　渡邊　光

貸借対照表の要旨　（平成28年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,783,950	流動負債	2,271,231
固定資産	1,700,443	固定負債	814,184
		株主資本	2,325,479
		資本金	405,000
		資本剰余金	67,501
		資本準備金	67,501
		利益剰余金	1,852,978
		利益準備金	34,596
		その他利益剰余金	1,818,382
		（うち当期純利益）	（97,938）
		評価・換算差額等	73,499
		その他有価証券評価差額金	73,499
資産合計	5,484,393	負債・純資産合計	5,484,393